

<書評> 河内祥輔、小口雅史、M・メルジオヴスキ、
E・ヴィダー編 『儀礼・象徴・意思決定：日欧の古
代・中世書字文化』

著者	市 大樹, 大貫 俊夫
出版者	法政大学国際日本学研究所
雑誌名	国際日本学
巻	19
ページ	127-153
発行年	2022-02-10
URL	http://hdl.handle.net/10114/00025644

<書評>

河内祥輔、小口雅史、M・メルジオヴスキ、E・ヴィダー編
『儀礼・象徴・意思決定—日欧の古代・中世書字文化—』

—日本史の側から—

市 大 樹

1 はじめに

本書は、2015年3月16・17日に、ドイツ連邦共和国のテュービンゲン大学で開催された、国際シンポジウム「儀礼・象徴・意思決定」をまとめたものである。このシンポジウムは、河内祥輔氏を研究代表者とする共同研究「古文書学的手法の創造による日本・西欧の社会秩序と封建制移行過程の比較研究」（日本学術振興会科学研究費助成事業、平成24年度～27年度）の総括を指して実施されたものであるという。

評者は日本古代史を専攻し、これまで木簡・交通・都城を中心に勉強してきた。本書の研究分野についてはまったくの門外漢であるが、編者の一人である小口雅史氏からお声がけいただいた。無謀にも書評をお受けすることにしたのは、古文書学の最新の研究成果・動向を学ぶことによって、評者の専門とする木簡研究にも何かヒントが得られるかもしれない、と考えたことによる。木簡研究への応用については今後の課題とさせていただき、以下では、門外漢が本書をどのように読み取ったのかを記してみたい。

まず、本書の目次を掲げる。論文・コメントには①～⑬の番号を付した。

本書の成り立ち（小口雅史）

第I部 文書の機能と場

①日本古代の文書と口頭伝達——政務処理と通知（下命）の両面におけ

る——（坂上康俊）

②カロリング期における文書発給者と受領者（マーク・メルジオヴスキ／翻訳 津田拓郎）

③中世の天皇文書と儀礼（高橋一樹）

④ペトルス・デ・ヴィネアの名を冠した手本集成——一三世紀の文書雛形集と中世後期の国家理念にとっての意義——（カール・ボルヒャルト／翻訳 井上周平）

第Ⅱ部 文書テキストへのまなざし

⑤オットー朝期の君主文書における発給者と受領者の関係（ヴォルフガング・フシュナー／翻訳 津田拓郎）

⑥日本古代における私信の系譜とその展開（小口雅史）

⑦天皇の署名文書と花押について（河内祥輔）

⑧オットー朝・ザーリアー朝の君主文書における図象的象徴（イルムガルト・フェース／翻訳 津田拓郎）

第Ⅲ部 国際シンポジウム「儀礼・象徴・意思決定」をめぐって

⑨二つの「中世」における「ウルクンデ／シャルト」vs「文書」——その概念的対置およびシンボル形式的比較によせて——（マルクス・リュッターマン）

⑩古代・中世文書資料の日欧比較（岡崎敦）

⑪[コメント] 古文書学の視覚化（佐藤雄基）

⑫[コメント] 文書の文化史への提言（アニャ・タラー／翻訳 津田拓郎）

⑬[コメント] 「儀礼・象徴・意思決定」の比較史に向けて（加納修）

あとがき（小口雅史）

索引

執筆者・翻訳者紹介

このうち①～⑧が当日の報告にもとづく論文である。⑨～⑬はシンポジウムのコメント等であるが、⑨⑩は当日のコメントの趣旨を生かしながら、より発展的に論点を提示する論文としてまとめ直されたもの、⑪はオーディエンスが後日寄せたコメント原稿である。全体として、単なるシンポジウムの

記録集にとどめることなく、独自の成果の発信が目指されている。

2 日欧比較の対象

「本書の成り立ち」(小口雅史氏)によると、国際シンポジウムは日本語とドイツ語を公用語とし、ドイツ語の原題は“Rituale, Symbole und Willensbildung”、副題は“Funktionen und Herrschaftspraxis im Spiegel mittelalterlichen Schriftwesens Kulturhistorische Vergleiche zwischen Europa und Japan”であった。これを⑩岡崎論文は「儀礼・象徴・意思決定。文字文化の比較史を通してみる統治の機能と実践。ヨーロッパと日本を素材とする」と訳している。一方、本書の原題は「儀礼・象徴・意思決定」、副題は「日欧の古代・中世書字文化」であり、副題が少し変更されている。本書の副題からは書字文化(文字文化)を広く対象にしたようにみえるが、シンポジウムはそのうち統治の側面に特に焦点を当てたものであったと解される。

それでは実際に、このシンポジウムの副題に即した形で報告がなされたのであろうか。ドイツ側の4本の報告論文をみると、いずれも君主の発給した文書を中心に分析しており、内容的にも基本的に統治に関わるものである。

一方、日本側については、①坂上論文・③高橋論文は天皇・院の統治に関わる文書を多く取り上げるが、⑥小口論文は古代の私信が検討の対象となっており、⑦河内論文は天皇関係の文書全体を見渡しつつも、個人的生活領域に関わる文書を中心に検討している。もちろん、⑥・⑦が君主の統治に関わる文書を無視したわけではない。⑥では、日本の私信について、侍臣自身が主人の意を奉じて侍臣自身の名で書状を書く体裁をとる奉書が数多くあり、主人の立場によって、しばしば公的な政治的内容を取り扱うようになったことを指摘している。また、天皇の署名について論じた⑦は、天皇が決定・命令を発した文書には、明治期まで天皇の署名はなかったことを論じている。

このように日本側の研究者は、天皇・院の統治に関わる文書を十分に意識しつつも、それ以外の側面にも多くの関心を寄せている。本書が副題を「日欧の古代・中世書字文化」に改めたのは、こうした事情があったのかもしれない。

それにしても、なぜ日本側の研究者は文字文化(書字文化)を広く捉え、ド

イツ側の研究者は統治の側面に限定して考察したのか。これについて示唆を与えてくれるのが、日本側の「古文書」とドイツ側の Urkunde (ウルクンデ) という用語をめぐる、⑨リュッターマン論文である。

それによると、Urkunde は法的効力をもつ証書の総称、または法的手続きを指示・準備・執行するような書き物を指し、語意は「法的性格の意志表明」に限定され、これらに関係しない書簡は含まれないという。一方、日本の文書は、行政による執行、権力による指示、法的規定による機能に限らない幅をもち、そのなかには書簡も含まれ、文書が反映する社会性は法的な人間関係以外に豊かな関係性を包含しているという。

このように⑨によって、文書は Urkunde よりも幅広い概念であることが浮き彫りにされた。こうした違いが日本側・ドイツ側の研究対象に微妙なズレをもたらした可能性があるように思われる。

ところで、⑨では Urkunde と文書の違いを踏まえて、前者を「証文」「証書」と日本語訳し、後者を Korrespondenzliteratur という造語による独語訳を提案したが、反応は否定的であったことを記している。これは「あとがき」(小口雅史氏)でも触れられ、Korrespondenzliteratur だと「往復書簡」ととられかねない、比較対象となる史料を広く捉えようとしながら、反対に伝統的な古文書学に近くなってしまわないか、という懸念が提出されたという。ついに意見の一致はみなかったが、いままで Urkunde を安易に「古文書」と翻訳することの弊害が明らかになった意義は大きいと述べる。以下、「(古)文書」の語を使うが、便宜上のものであることを断っておく。

翻訳一つとっても日欧の比較は決して容易ではないが、そもそも比較研究にいかなる意味があるのか、これを正面から論じたのが⑩岡崎論文である。ここでは、文書実践(法行為、法関係維持のために使用される文字資料=文書)について、コンテンツや形式のみならず、文書の生成・機能・伝来等のコンテキストとプロセス全体を研究対象とする問題意識、および関連の研究主題を総括する概念)をキーワードに、日本・中国・朝鮮半島・西欧などのさまざまな事例に触れながら、示唆に富んだ論を展開している。

⑩によると、このシンポジウムにおいて、ドイツ側の研究者は王権と聖俗有力諸侯との間の政治的コミュニケーションの諸相という流行の問題関心を

念頭に置いて、文書の政治的・象徴的機能の検討を目論んでいたが、この問題関心は日本側研究者とは共有されていなかったという。日本の歴史学研究では国家史的観点が優越し、古代＝官僚制国家の時代、中世＝私的な関係が優越する封建社会という固定観点があるが、西欧中世学界には官僚制的国家から封建国家への移行を発展段階として自明視するような発想はないとする。

このような評価が妥当なのか俄に判断できないが、比較の論点は、「国家制度の発展段階論」のような大理論や「書簡形式」に代表される個々の資料様式ではなく、「中レヴェル」に設定することが重要である、という主張には賛同できる。また、特定の歴史現象という「対象」だけに関わるのではなく、問題関心や方法論といった「学問」（あるいは学問の歴史）の比較も同時に射程に入れるべきだという主張も頷ける。

日欧の古代・中世文書を比較する意義については、今後さらに考えていかなければならないが、そもそも、学問的意義の有無にかかわらず、比較そのものが面白いのも事実である。本書では、日欧のさまざまなオリジナルの文書(原文書)が取り上げられ、口絵には鮮やかなカラー写真が掲げられている。⑫タラーコメントは「本物とふれあう経験」「文書による衝撃」に触れているが、読者もそれに似た体験を味わうことができる。

このように本書の魅力は、日欧のさまざまなオリジナルの文書に触れることができる点にある。⑪佐藤コメントが指摘しているように、文書の作成から伝来にいたる長い時間軸の上で「史料の生命」を捉えることが、日独共通の問題関心になっている。⑩が述べる文書実践についても、史料の生命（文書のライフサイクル）を踏まえたものである。したがって、文書を考察する際には、③高橋論文が区別する作成・授受・使用や、⑬加納コメントが採用する作成・授受・保管などのように、段階別にみていくのが有効となろう。以下では、大雑把に作成と活用の2段階に分けて、本書の内容を紹介してみたい。

3 文書の作成

3.1 日本の事例

①坂上論文は、唐代中国との比較検討を通じて、日本古代の官僚制は、文書

行政の仕組みを整えたとはいえ、口頭（音声）の占める割合が高いことを明らかにする。文書の作成に関しては、官司における意思決定、重要事項について最終決定をする君主の指示、の両面に着目する。結論として、唐では上から下まで（皇帝も含めて）、責任の所在を明確化するために文書上に判断を記入したが、日本では基本的に決定や命令を聞き取った書記官が文書化し、責任の所在は本人の署判によってではなく、書記官の書き留めで示すのみであったとする。日本ではこうした方式を中核として、公文書としては勅旨・太政官符・官宣旨（弁官下文）になり、私文書としては綸旨・院宣・令旨などになったと見通す。

いずれも重要な指摘であるが、日本では責任の所在を本人の署判によって示さなかったとした点は、やや誤解を与える危険性がある。たしかに日本では、官司の政務処理に際して、所属の官人が一堂に会した上で、書記官が案件を読み上げ、参加者が議論した後に、最終的に長官が決裁し、これを書記官が書き留めることになっており、文書に官人個々の判断は示されない。しかし、こうして作成された文書には、原則として四等官の署名が自筆で加えられるのであり、これによって責任の所在が示されたと解することもできよう。もちろん、あくまでも連帯責任にとどまり、責任の所在が曖昧になる点は否めないのではあるが。

一方、これは唐の皇帝の場合にも該当するが、天皇は公文書に署名をしない。天皇の署名に関しては、⑦河内論文が興味深い論を展開する。朝廷の各種の文書には天皇の署名はなく、天皇が法令に署名するようになるのは明治時代以後である。これについて、明治維新で朝廷が解体・消滅した結果、それまで貴族集団に取り囲まれ、朝廷のなかに包み籠められていた天皇が、民衆の前に姿を現す裸の存在へと大変身したと評価する。他方、天皇個人の生活領域に関わる事柄では署名しており、鎌倉時代において、天皇の署名は基本的に、神・仏に祈る願文や父（天皇）に宛てた書状では漢字が使用されるが、父以外の親族や側近貴族と日常的に遣り取りする書状や、財産を近親者などに配分する文書（処分状、譲り状）では花押が使用されたと整理する。

このように天皇は個人的生活領域に関する文書を除いて署名しなかった。しかしながら、律令制下の公文書に関しては、天皇が承認を与えたことの証とし

て、内印（天皇御璽）が押された点を忘れてはならないであろう。大宝令の規定では、諸国に下される文書は、詔勅・太政官符・諸司符の別を問わず、内印を押すことになっていた。朱色の鮮やかな内印が文書全面に押されており、それを目にする者に天皇の存在を強烈に印象づけたと考えられる。公文書に押された内印は、まさに天皇権威の象徴ということもできよう。ただし後述するように、西欧の君主文書が基本的に君主の署名をとまない、君主の描かれた印璽が押される場合もあるなど、君主個々人が前面に押し出されているのと比較すると、日本では天皇の存在が抽象化されている点には注意する必要がある。

さて、天皇や院はさまざまな指示や命令を下したが、それは口頭によるという特徴があった。ただし、その過程では、③高橋論文が明らかにしているように、発給文書以外にも、さまざまな書面が作成される。③は任官の儀式（除目）に関わるものを中心に紹介している。それによると、任官に先立って任官希望者から申文が提出され、それを踏まえて天皇の指示によって誰を任命するのかが決められ、それを担当貴族が目録形式の書面（大間書、除書）にまとめ、その内容を書き写したコピーが朝廷の組織に伝達される。11世紀末になると、院が人事の決定権を握るようになり、その指示を伝える多様な書面（口宣、目録、任人折紙など）が作られるようになるという。

地方行政官に関しては太政官符（任符）が作成され、これが任官証明書の役割を果たした。ただし、①が注意を促すように、その宛先は現地の役所であり、本人ではない。③が述べるように、太政官符に内印を押印する儀式に先立ち、同じ文面を書き写した内案が作成された。興味深いことに、太政官符の原本が高品質の紙を使うのに対し、内案はわざわざ品質の悪い紙を用い、紙を半分折って、小さな文字で紙半分に書き、担当者の署名の仕方でも違うという。原本への押印に先立ち、確認用の手続き書面として、こうした内案が天皇のもとへ運ばれたのである。後日の再発行に備えて保管されたコピー書面（符案、留案）が実務用であるのに対し、内案は儀式用の文書であると捉える。

このほか③では、天皇家の祖先に関わる山陵や神社に使者を派遣する際に使われる宸筆宣命が、黄色や赤色に染められた最上級の紙を使ったこと、綸旨は宮廷内で作られた再生紙であるグレー色の宿紙に書かれたことなどをはじめ、使用された紙の種類にも目を向けるべきことを指摘している。これらは、先

述した内印とは違った形で、天皇の存在を視覚化していたことを示しており、極めて興味深い現象といえる。

また③は、改元・代始や正月儀式、邸宅の新造・移転などの際に、それらの儀式のために作られる吉書についても触れる。吉書は定型化された架空の内容が記され、儀式に参加する人々の職務を関係者の間で認識し合い、支配・被支配の関係を象徴する意味合いをもった。天皇・院・貴族・大寺社などでは、文書様式や儀礼に関与する担当者の性格は異なっている、地方からの上納物に関する上申文書と受領書が作成されたのに対し、鎌倉幕府はこうした吉書を作成することもあったが、将軍やその家政機関が命令を出す上意下達の文書形式（下文）のものが作成されていたという。

さて、古代から中世にかけて、煩雑な押印の手続きを要する太政官符などの作成が抑制され、公印を必要としない官宣旨が多く登場し、また、書簡の形式をとった文書が多用されるようになる。③は中世の書簡体文書について、差出者と受取者との個人間における関係性を微細に表象する必要が不可避免的に高まり、具体的な文言やサインの仕方、紙の使い方などを複合的に駆使した文書実践とその規範化が進行し、古代以来の政府文書とは異なる儀礼的要素がより内在的に拡大することになったとみる。

もちろん、書簡（書状）は中世になって初めて登場するわけではない。⑥小口論文は古代の私信を詳しく検討している。正倉院には8世紀の書状類が原文書の形で約200通残されており、その多くが広い意味での公用の書状であったことを指摘する。公用の文書は律令に定められた書式で記されるべきであるが、その役割のかなりの部分を書状形式が補っていたとし、それは丁寧さを増すためというよりは、簡便さを求める傾向によるものとみる。また、安都雄足という一下級官人の私信類（石山紙背文書）を取り上げ、間違いなく私信でありながら、古文書学的には公的な書状との区別がないことを指摘し、現代人の感覚でいえば公私混同されかねない雄足の活動との関連を示唆する。

詳しく紹介はできないが、⑥は日本古文書学における私信の位置づけ、私信類の書式・表現・形態、中国の書儀との関係などにも触れており、幅広い知識を得る上で有用である。なお、些細な点であるが、えぐりぬき木箱（一本木をえぐりぬいた細長い身と、板材を削って合わせた蓋の組み合わせからなる木箱）

と封緘木簡（羽子板状の柄をもち、二枚一組で文書を挟んで封ずる機能をもつ）について、主に一つの官司内で日常的にやりとりされる文書を運搬する簡便な方法として用いられたとするが、それが該当するのは封緘木簡だけではないか。えぐりぬき木箱は棒軸に巻かれた文書を収納するのに用いたとみられ、むしろ正式な公文書を送り届ける際に使われたように思われる。

最後に、⑩岡崎論文の次の指摘を紹介しておきたい。日本の古文書学において、文書は「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意思表示の所産」と定義されているが、西欧文書学の立場からは、その法的側面（真正性）に言及していないばかりか、単なる形式の一要素に過ぎないもの（特定宛先の有無）が文書一般の定義に拡張されているようにみえるとのことである。書簡形式をもって文書の定義とする日本の発想の背景には、中世の書簡形式の文書が多く伝来することのほか、古代の律令に規定された書式が文書授受の組織内階層関係に応じて分類していることなどがあるとする。日本古代・中世の文書は情報授受の階層関係を至上のものと位置づけており、その意味で当該期の文書実践は階層関係にある人間関係を整序する「儀礼」行為に他ならないとする。これらは、日本の古文書学からはなかなか気づくことのできない有益な指摘として、重く受けとめたいと感じた次第である。

3.2 西欧の事例

本書では君主文書が主に検討されているので、これについてみていこう。西欧の君主文書は、基本的に巨大な獣皮紙を用い、特徴的な書体の文字や図像化された記号なども交えながら、君主の署名をともなって発せられ、日本側のそれとは随分と異なっている。君主文書の図像的象徴を取り上げた⑧フェース論文は、メロヴィング朝（5C末～751年）からザーリア朝（1024～1125年）にいたる流れを整理していてわかりやすいので、こちらから紹介したい。

⑧が主に検討の対象にしているのは、クリスモン、モノグラム、認証記号である。クリスモンは「神の名において」の文言を短縮し記号化したもので、当初は多様性があって高い個別性をもっていたが、時代とともに個別性が失われて幾何学的な図像的象徴へと変化し、文書テキストの冒頭のみには置かれる（自筆の下署の前などには記入されない）ようになったという。モノグラムは、

当初は君主の自筆の下署に付け加えられるものであったが、君主が自署しなくなると、それに代わる機能を果たすようになり、君主が最後の一筆を入れる(完成加筆)ことで法的有効性を獲得したという。認証記号は「私は下署した」の文言を短縮し記号化したもので、文書に責任を負う官職保有者(レフェレンダリウス)の下署の末尾の印として用いられたが、君主の文書局構成員の記号に変化し、やがて下署との結びつきが失われ、約60年間の中断期間もあったとする。そして、クリスモンと認証記号は要素が硬直化し、前者はその構成要素のなかにキリストの頭文字Cが読み取られる傾向が強くなり、後者は建物やその他物体として解釈され、君主文書に付される記号に関する規範から排除されてしまうという。一方、モノグラムは、君主の描かれた大型の印璽と並んで、君主を表象するメルクマルへと発展していくとする。

このほか⑧では、君主文書には上記のような大型の図像のほか、小記号も多く含まれていたことを指摘する。これらの象徴的な図像や記号は、文書を見る者に視覚的な作用をもたらすものであり、文字を読む者だけでなく、それを見る者も念頭に置かれていたと考える。こうした記号や象徴は、文字を読むことができず、ラテン語を理解できない受領者らに向けられていたとする。

君主文書の視覚的作用については、オットー朝(919～1024年)期を対象に、⑤フシュナー論文も詳しく検討している。印璽を中心に紹介すると、当該期のモノグラムは、完成加筆のような図像的な付加要素が欠けていることも多く、印璽が最も重要な認証手段であったという。神聖ローマ帝国の皇帝に就任したオットー1世と同2世は、「至尊なる皇帝」の刻銘をもつ蠟印璽を用いたが、同3世は「至尊なるローマ人たちの皇帝」の刻銘をもつ鉛ないし金の印璽に変更し、それによってビザンツ帝国との同格性を表明したという。これにともななって印璽は小型化したため、君主のモノグラムをより大きく描くなど、視覚的作用を強めたとのことである。

もう一つ別の重要な論点として、⑤および②メルジオヴスキ論文は、君主文書は受領者側が主導権を握る形で作成されたことを論じている。②によれば、カロリング朝(751～987年)の全文書の90%以上が受領者の誓願によって発給されたという。このように誓願が突出するのは、当時の政治システムが人的結合・人的関係にもとづいていたためとする。また、オットー朝を取り上

げた⑤は、仲介者（執り成し人）の存在に注意を促しており、受領者・仲介者・発給者の口頭による交渉の成果が文字化されることになったとする。ときに受領者側へ印璽のある白紙委任状が授与されることもあったという。

以上、西欧側の文書作成に関わる特徴的な事象を2点述べた。やはり目を引くのは1点目の図象的象徴で、日本側との大きな違いといえる。⑫ターコメントは、文字利用が限定的な社会である西欧と、基本的に読み書き能力の高い日本を対比させた見方を示す。たしかに、こうした相違があったことは否定しがたいが、日本の文書が装飾的な要素に欠ける理由としては、⑩が指摘するように、日本における文書実践が、高度なリテラシー能力を共有する官僚制度のごく狭いサークルのなかで完結していた点は看過できない。くわえて、⑪佐藤コメントが指摘するように、日本では、文字を読むことができる／できないというように明確に線を引くことは案外難しく、階層やジェンダーによって文書の世界が分化していた点についても考慮に入れる必要がある。

さらに、文書の図象的象徴の有無に関しては、リテラシーとは別の要因も考える必要がある。⑪は日本では西欧に比べて、文書を「見せる」ことよりも「読み聞かせる」ことが重視されていたとし、この相違は日欧の王権のあり方や政治文化とも関わる可能性があるとする。王権に関しては、西欧では印璽に皇帝自身の像が表象され、「見せる」ことに力点を置いたが、日本では「見せない」ことに重きを置き、自己を顕示せず微かな音で漏れ聞かせていたとする。

2点目に関しても、受領者の誓願を契機として君主文書が作成されることは日本にも該当するが、白紙委任のようなことはなかったと思われ、その相違の由来するところは今後深めるべき重要な課題となろう。

4 文書の活用

4.1 西欧の事例

今度は西欧の事例から先に紹介したい。②メルジオヴスキ論文は、宮廷において文書が受領者に手渡される際には、毎回ではないとはいえ、文書の読み上げ、祭壇への文書の安置、文書内容に遵守することの誓い、文書への口づけなどの行為をともなった点を指摘している。⑬加納コメントは、このう

ち一般的であったのは文書の読み上げだとする。

さらに②は、⑤の執筆者であるフシュナー氏の見解に依拠して、宮廷での文書の引き渡しに加えて、受領者の現地における公衆への公知の重要性についても指摘する。君主文書はその獲得後すぐに文書庫に納められるのではなく、法的に公知され記憶・証言されうるように、現場で関係者に提示され、読み上げられたとする。そのため、文書庫に保管された大量の君主文書は、君主に対する社会的諸関係の記念碑でもあったとする。

また、⑤フシュナー論文は、冒頭定式で名前と称号をもって呼ばれる君主が、文中では尊厳の複数の形で自身に忠実な者たちに問いかけ、協議に関わった人物とその成果についてラテン語で知らせるという方法によって、その時々受領者の領域には物理的に存在しない君主の「仮想的な」実在を喚起し、発給者と受領者の間の直接的な人間関係を想起させたことを指摘している。

先に紹介したように、西欧では受領者側の働きかけによって文書が作成されることが多かったが、その発給に際しては、さまざまな儀礼的行為がおこなわれ、これによって文書に効力を付与していたことがわかる。⑫タラーコメントは、文書は実体的なモノでコミュニケーションの媒体でもあり、マルチメディア的な文脈のなかに埋め込まれており、象徴行為の現実化・具象化、口頭でのやりとり、文字のやりとりを通じて、その作用を可視化するものであったことを指摘している。儀礼や社会的振る舞いの全体を包括的に理解するためには、発給・交渉・演出がおこなわれる場所と日時、さらにはそれらのもつ象徴性に着目する必要があるとする。もちろん、⑬加納コメントが指摘するように、こうした空間や時間に加えて、参加者についても考慮に入れた方がよい。

さて、②によると、カロリング朝（751～987年）の宮廷周辺にはさまざまな種類の書き物が多数存在していたが、使い終わるとすぐに不要なもののみなされ、再利用されてしまい、宮廷では文書が体系的に保管されることはなかった。請願者や原告が宮廷に過去の文書や証明手段を持参し、証拠として提示する慣行があり、そのため文書の保管は受領者の仕事であったという。

⑤によれば、同様のことはオットー朝（919～1024年）に関しても該当する。受領者側の文書庫には以前の君主の証書があり、それをもとに新たな君主文書の文面が考えられ、偽文書を作成することすらあったという。これらは前

述した白紙委任の君主文書の存在と通底する現象のように感じられた。

このように文書は宮廷ではなく受領者の文書庫に蓄積されていったが、②が注意を促しているように、現在に伝わっているのは聖界の文書庫に保管されたものであり、それ自体が選択の過程を経たものであった。⑩岡崎論文が指摘するように、日本でも宗教機関が大量の文書を保管しているという事実がある。

ところで、これまで取り上げてきた西欧の事例は、基本的にザーリア朝以前のものであった。シュタウフェン朝（1138～1208年、1215～1254年）については、④ボルヒャルト論文が手本集成に着目し、少し異なった角度から考察する。④によると、12～14世紀にローマ＝キリスト教ヨーロッパの社会は根底から変化を遂げ、平和と法を確保するための説得力と効力をともなった方法や作法が切実に求められるようになった。そこで、新たな文書の雛形が必要となり、命令書を中心とした手本集成が成立することになったという。

その代表的なものが、④が表題に掲げる、ペトルス・デ・ヴィネアの名を冠した手本集成であった。ペトルスは、シュタウフェン朝の皇帝フリードリヒ2世の宮廷で活躍した人物で、優れた雄弁家として世に知られていたが、1249年に突然逮捕され死にいたった人物である。この手本集成は13世紀後半から14・15世紀のほぼすべての世俗権力の関心を呼び、文書局で雛形として利用されるとともに、学校・大学で法曹・公証人・書記の育成にも用いられたという。ただし、過去の文書をそのまま集成したのではなく、発給者・受領者・日付が省かれ、文体に手が増えられるなど、一種の行政ハンドブックとして、常に新しく分類・更新・改善・洗練されたという。⑩岡崎論文によれば、12世紀以降、役人への行政命令に典型的な書簡形式の文書が復活・繁茂し、それまでの権利証書だけの世界に取って代わるとのことである。

4.2 日本の事例

作成された文書の活用に関しては、主に中世文書を対象に、③高橋論文がいくつかの興味深い事例を紹介している。その一つが宸筆宣命で、使者となった貴族が山陵や神社にもたらし、参加者たちの前で読み上げた後、すぐに焼かれたことを指摘している。宸筆宣命が焼かれたのは、まさに天皇の発した言葉として、天皇みずからが清書したものだからであり、触穢や呪詛の対象

となることを恐れたからとも考えられるとする。ところが、12世紀後半以降、天皇の自筆ではない宸筆宣命が増え、焼かずに持ち帰る貴族が現れたという。

③が指摘するように、日本の中世文書は、受益者側によって関係先をめぐりながら機能を果たす文書が多数存在していた（当事者主義）。文書に記された内容が本当に実現されるためには、それを手にした当事者が働きかける必要があった。まずは、自分たちに利益をもたらす文書の獲得そのものが喜ばしい。③では、地方行政官への任命書もらった絵師が、家でその文書を広げて読み上げ祝宴をあげたこと、鎌倉幕府の将軍が朝廷の官職に任命された際に、それを記す文書を届ける使者を枢要な神社で出迎えて盛大な儀式をおこなったこと、また、寺院・神社や俗人も神仏に文書獲得の感謝と文書の保全を祈る儀礼をする場合があったことなどを紹介している。

こうした動く文書とは別に、動かない文書についても③は取り上げている。官文書の原本はそれにより利益を受ける人物や機関に渡されるが、その発行の実務を担当した官人の邸宅に、文書の内容を独自に書き写したコピー書面があったこと、後日になって、その原文書が紛失したときには、当事者の依頼を受けて、その官文書を再発行する際の原簿として機能したことを指摘する。また、儀式のために作成された吉書が、それらの実務を担当する官人などの家によって、次に備える参考資料として保存される場合があったとする。

⑩岡崎論文が指摘するように、古代から中世にかけて、国家行政官職の家産化が進行し、関係の行政資料やマニュアル、特に行政日誌は、特定の家に相続財産の一部として伝来することになったのである。

⑩によると、原則として中国は、すべての公権力を独占・制御する極度に中央集権化された統治組織をもち、膨大な量の文書が生産され、責任ある役所のもとで保存されており、所有権や契約なども基本的に国家が管理・登記していた。そのため、当事者はみずからの権利を証明する根拠資料を保管する必要がなく、このことが12世紀以前のほとんどすべての文書オリジナルが伝来しないことにつながったという。日本でも古代には中国の制度が導入されており、行政文書はほとんどそのままの形では残ることはなかった。しかし、国家機構の解体により、諸権利の維持・証明のために文書を保存することが当事者に求められ、受益者自身のもとでの文書保存が一般化することになったとする。

以上、文書の作成・活用について本書の内容を紹介したが、文書実践を強く意識した研究を今後さらに深める必要があることを再認識させられた。

5 おわりに

以上、本書の主な内容について、評者なりにまとめ直して紹介した。当初、各論文・コメントを順次要約し、私見を適宜付け加える心づもりであったが、内容が多彩なだけに、かえって全体がつかみにくくなることに気がつき、途中で方針転換をした。その結果、評者の理解不足により、間違った位置づけをしていないか、たいへん恐れている。また、ここで取り上げた以外にも、注目すべき指摘が多々あったが、うまく組み込むことができなかった（特にコメントについて）。本来であれば、本書全体を踏まえた上で、大局的な視野に立った提言をするのが望ましいが、大部分が評者の専門外ということもあって、個別の内容を理解するだけで手一杯であった。

「あとがき」には、本来であれば日独双方の代表者による研究の総括と展望があるべきであるが、成果をどう評価するかをめぐっての編者相互の意見交換のキャッチボールがまだなされていないことが述べられている。事情は十分に理解できるが、せめて各論文の位置づけだけでも記していただければ、随分と理解しやすいものとなったように思う。後継の高橋一樹氏を研究代表者とする共同研究「中世の書簡体文書における統治実践と秩序形成をめぐる日欧比較研究」（日本学術振興会科学研究費助成事業、平成29年度～32年度）の成果もいずれ刊行されるものと思うが、是非とも御配慮を御願いたい。

読者諸賢には是非本書を手にとり、一読することをお奨めするものである。日欧比較研究の面白さと奥行きの高さに気がつくに違いない。評者のように外国語が不得手の者にとって、外国の最新の研究成果を日本語で読むことができるのは実にありがたいことであった。記者の奮闘に深く感謝申し上げる。

編者・執筆者・訳者をはじめとする関係者の皆様方には、評者の力量不足のため拙い書評にとどまったこととお詫びするとともに、今後のさらなる共同研究の進展を祈念して擲筆することにした。

—西洋史の側から—

大 貫 俊 夫

1 はじめに

本書は、科研費基盤研究（B）「古文書学的手法の創造による日本・西欧の社会秩序と封建制移行過程の比較研究」（研究代表者：河内祥輔、2012～2015年）の取りまとめとして行われた国際シンポジウム「儀礼・象徴・意思決定」（2015年3月16日および17日、於テュービンゲン大学）を元に行っている。編者である河内祥輔氏と小口雅史氏が、ドイツ側の研究協力者マーク・メルジオヴスキ氏（シュトゥットガルト大学）やエレン・ヴィダー氏（テュービンゲン大学）とともに深化させてきた国際共同研究が1冊の論文集としてまとめられた。日本史を専門とする研究者が積極的にヨーロッパに赴き、当地の一線で活躍する研究者と連携することは滅多にある話ではなく、その意欲的な研究実践が本書の構成にはっきりと刻印されている。

以下、各論文の内容紹介をしたうえで批評を加えていきたい。ただ、評者はヨーロッパ中世史を専門としており、日本古代・中世史については根本的な素養に欠けているため、評論がドイツ側の論考への理解に裏付けられたものにならざるを得ない点をご海容いただければ幸いである。なお、原稿の提出までに市氏の「日本史の側から」に目を通す機会がなかったことはあらかじめ断っておきたい。そのため重複は避けられず読者にいらぬ負担をかけてしまうが、日本史と西洋史、それぞれの観点から評することで本書の意義が立体的に浮かび上がってくることを願ってやまない。

本書を繙くと、まず古代・中世のヨーロッパと日本に由来する君主文書のカラー写真が掲載されていることに目を引かれる。その数20点、画質も非常に良好である。見るに美しく、本文を読むうえで理解を助けるものになっている。それに続けて10本の論考と3本のコメントが収録されている。目次は「日本

史の側から」を参照されたい。

2 本書の概要

第Ⅰ部「文書の機能と場」には4本の論文が収められている。

「日本古代の文書と口頭伝達——政務処理と通知(下命)の両面における——」(坂上康俊)が巻頭を飾る。著者は日本と唐の令を比較することで、日本の律令編纂者が日唐それぞれの社会のあり方の違いをどう認識していたかを読み取ることが可能だとする。口頭コミュニケーションの重要性は両国とも共通しているものの、たとえば任官の伝達や官司による意思決定の仕方についてはかなりの相違が見られるという。とくに著しいのは君主による意思決定の文書化プロセスであり、唐の皇帝は自ら書記することでその意思を表明したのに対し、日本の天皇は口頭で命令を伝えるのみである。皇帝が官僚制ピラミッドに組み込まれ機能していた唐に対し、なぜ日本では文書形式上責任の所在が不明確な方法が採用され、定着したのか。その解明のためには日本と唐の律令比較が鍵を握る、というのが本論文の主張である。

「カロリング期における文書発給者と受領者」(マーク・メルジオヴスキ／翻訳：津田拓郎)は、カロリング期の国王が発給した文書を通して、宮廷で対面する発給者と受領者の関係性を多様な観点から考察する。文書は、単なる特権付与の内容を伝えるだけではなく、文書の作成や授受の儀礼的プロセスも含め、複雑な社会的コミュニケーションの一部である。そうしたことが、ザンクト＝ガレンのラトペルトゥスによる『ザンクト＝ガレン修道院史』の記述などで具体的に示される。「文字をもちいたやりとりは常に、象徴をもちいた法慣行・社会的な網の目・口承文化のメカニズムからなる複雑な構造と切り離し得るようなものではなかった」(22頁)という一文が論考全体をうまく言い表していよう。また、この時代、すべての君主が文書行政に価値を見出していたわけではなかったという。そうしたなかであって、「君主の文書への関心が高まる時代が、「認証コスト」の上昇期と重なることは、偶然ではない」という指摘は大変興味深い。文書をオーソライズする手段をより精緻にする試み(例えばティロ式速記文字の採用)により、文書慣行は地域の束縛から解放され、

文書は「超地域的・統一的な王国の象徴」(26頁)になるという。

一方、日本中世の文書形式は、古代から継承されつつも独自の発展を遂げた。「中世の天皇文書と儀礼」(高橋一樹)は、中世前半期(12～13世紀)の天皇をとりまく文書について4つの類型を取り上げ、「その作成・授受・使用と儀礼との関わりを中心に取り上げ(…)比較文書研究の素材を提供」(37頁)する。第一に、天皇の音声を文字化し儀式で代理人が読み上げる宸筆宣命。第二に、綸旨あるいは院宣といわれる書簡形式の文書。第三に、官符と内案・留案。元来煩雑な発給手続きを要する文書に対し、官人たちによる裁可の情報がメモ(コピー)として文書化されたものである。第四に、天皇や院の代替わりにとまなう儀式の際に作成された吉書。著者は綸旨・院宣に関連して「中世の書簡体文書には、古代以来の政府文書とは異なる儀礼的要素がより内在的に拡大している」(44頁)と指摘する。綸旨や院宣が機能するかどうかは受領した当事者が適切に周囲に働きかけることが不可欠だったという事実、そして文書を保存・活用するのはその当事者だったという事実は、まさに前近代の文書行政の本質と限界を示し、中世ヨーロッパの実情とさして変わらない。ここで紹介された4類型について、最後にヨーロッパとの比較を念頭に総括してほしかった、というのは望み過ぎか。

「ペトルス・デ・ヴィネアの名を冠した手本集成——一三世紀の文書雛形集と中世後期の国家理念にとっての意義——」(カール・ボルヒャルト/翻訳 井上周平)は、冒頭でMGH(Monumenta Germaniae Historica)が集成してきた文書史料は大きく国王証書と書簡に分類され、文書史料の一分野をなすはずの「命令」が含まれていないことを指摘する。初期中世以来、命令書はほとんど伝来していないからである。しかし、盛期中世に生じた社会変動により聖俗当局にとって新たな人材育成の必要が生じ、命令書作成のための手本集成が作られるようになった。著者が指摘するように、皇帝フリードリヒ2世の宮廷で成立したペトルスの「ディクタミナ」は、同時期のローマ教皇庁で成立した5つの集成に劣らず、ヨーロッパのキリスト教社会で影響力を持っていた。その写本分析の結果、写字生は真正の文書を残すことは目的としておらず、文体に手を入れ、修辭的な前文を拡張していたという。このことから著者は、「『ディクタミナ』は文書史料ではなく、「一種の行政のハンドブックであり、

常に新しく分類し直され、更新され、改善され、洗練されていた」と指摘する。14世紀になって西欧世界の危機的状況に国家が介入するようになると、この手本集成の重要性が認識されるようになった、という指摘も注目に値しよう。著者はこの「ディクタミナ」が中世後期の特許状、命令書、書簡にどのように引用されたかを全ヨーロッパ規模で追跡する必要を指摘し、そのために「総校訂版」が求めていると述べて論文を閉じる。

第Ⅱ部「文書テキストへのまなざし」にも4本の論文が収められている。

「オットー朝期の君主文書における発給者と受領者の関係」（ヴォルフガング・フシュナー／翻訳 津田拓郎）は、冒頭でアルプスを間に挟む東フランク王国とイタリア王国の支配を確立したオットー朝の統治形態を「同意に基づく支配権の行使」と特徴付けたうえで、宮廷が主に三つの中心領域（オストザクセン・ノルトテューリンゲン、ライン・マイン地域、ニーダーロートリンゲン）を移動していたと説明する。このことを踏まえて、著者はオットー朝王権が発給した証書の特徴を考察し、証書作成には受領者や仲介者による協力も不可欠だったと主張する。そこで、とりわけマクデブルク大司教座の創設とその属司教座をめぐる問題に焦点を当てる。初代マクデブルク大司教がオットー1世から白紙の獣皮紙と印璽を預かりオットー2世期にこれを正式な文書にしたための事例、メルゼブルク司教座の解体・復活をめぐる偽文書作成の事例がことのほか興味深い。90頁の「図像的にも」や92頁の「ラヴェンナないしは…」など、訳文としてやや理解しづらい箇所が散見されるのが残念である。翻訳のプロセスがやや複雑だったようなので致し方ないか。

続く「日本古代における私信の系譜とその展開」（小口雅史）は、冒頭で日本古文学における「私文書」の扱いについて簡潔かつ丁寧に整理してくれるのがありがたい。日本古文学は伝統的に公文書と私文書を区別してきたが、佐藤進一『新版 日本古文学入門』など、近年は文書の性格上そうした区別を放棄しているという。しかし、著者は日欧の書式を比較するという目的から、あえて（ヨーロッパの古文書分類で一般的な）私文書という分類を立てこれを扱うことを宣言し、8世紀の正倉院文書中に残された書状類を具体的に紹介しながらその書式、内容、形態を検討する。中国からの影響も踏まえつつ、

私信にもかかわらず公的要素が含まれること、そして古代の私信と中世の奉書の連続性を強調する。

後述することにもなるが、ヨーロッパの君主文書と比較して日本のそれは図像表現に乏しい。しかし、天皇の文書に「図像」と呼べる要素がまったくないわけではなく、鎌倉期になると天皇は貴族社会ですでに普及していた花押を用いるようになった。「天皇の署名文書と花押について」（河内祥輔）は天皇直筆の署名と花押を取り上げ、それらがどのような性格の文書に表れるのかを検討する。そして具体例を挙げながら、署名と花押は天皇の「個人的生活領域に関わる事柄」（自身の浄土往生祈願、近親者への財産の分配など）を扱う文書にしかみられない、という結論に至る。こうした文書の形式上、機能上の特徴は「貴族集団に覆われ囲われたなかで（…）外との直接的な繋がりをもたな」（144頁）い当時の天皇のあり方に合致していた、という著者の指摘は説得力を持つ。

第Ⅱ部の最後を飾る「オットー朝・ザーリアー朝の君主文書における図象的象徴」（イルムガルト・フェース／翻訳 津田拓郎）は、文書を「コミュニケーション・メディア」ととらえ、「文字によるやりとりが限定的であった社会」であるがゆえに君主文書の影響力を高く評価する。本論文は特に文書に描き込まれた図像（記号、象徴）に焦点を当て、クリスモン、君主のモノグラム、そして文書局の認証記号がコンラート1世からハインリヒ5世治世のおよそ200年のあいだにどのように変化したのかを追跡する。一般的に、カロリング朝（ないしメロヴィング朝）の国王宮廷で慣行として成立した図象は、オットー朝になると硬直化し、巨大化し、本来の意味が忘れ去られるなかで新たな意味が付与されたという。文盲の人が大半を占める社会において、こうした図象は受領者に対して君主を現前させる唯一無二の役割を果たしていたという指摘はそこまで新鮮味があるわけではないが、日本の図像に乏しい天皇文書を前にしてその意味を改めて考えさせられる。

ここまでで紹介したように、第Ⅱ部までは、ヨーロッパ史の時代区分でいうところの初期～盛期中世について日本史とヨーロッパ史の研究者が各々の「文書」を取り上げ、それぞれの特徴とそれを取り巻く共同体と儀礼について論じている。しかし、そこでは比較史を意識した記述は散見されるもの積

極的に相互参照することはなく、それぞれの領分にとどまっているという印象は拭えない。こうした状況を見事に補完し、読者に有益な補助線を提供してくれるのが第Ⅲ部「国際シンポジウム「儀礼・象徴・意思決定」をめぐって」に収められている2本の論文と3本のコメントである。

「二つの「中世」における「ウルクンデ／シャルト」vs「文書」——その概念的対置およびシンボル形式的比較によせて——」（マルクス・リュッターマン）は、（西洋中世の）「ウルクンデ／シャルト」と（日本中世の）「文書」の比較は有意義だとしつつも、それには「問題点もない訳ではない」という。著者はまず両者の語義を検討し、ウルクンデが「法的手続きを指示し、準備し、執行するような書き物」を指すのに対し、日本史学の「文書」概念はそうした機能に限らない幅を持っているとし、むしろ「証文」の方がうまく対応するのではないかと示唆する。こうした不一致ゆえに、著者は改めて概念規定を明確にする必要性を訴える。

「古代・中世文書資料の日欧比較」（岡崎敦）は、第Ⅱ部までの諸論文の意義を確認しながらそれを乗り越えることを企画する第Ⅲ部の白眉と言える論文である。もともとはテュービンゲン研究集会でコメントという形で発表されたものだが、「今回のテーマについていくつかの重要な課題を浮かび上がらせる内容」（iii頁）だったため、より発展的に論点を提示する論文になったとのことである。そこでの議論に活用される「アーカイブズ学の発想と成果」は、まさに著者が長年にわたり見識を深めてきた分野である。また、本書のコンセプトである比較史についても、マルク・ブロックを引きつつ歴史学の方法論としてその難しさを認めたとうえで、「古代・中世の文書資料を素材とすることは、比較史の対象として有効」（184頁）だと指摘する。それというのも、前提として日本と西欧における文書研究の深まりがあり、なおかつ両地域は直接的な影響関係にないにもかかわらず、「強大な政治・文字文明圏の辺境に位置する」という共通点を持つためだ。

以上の前提となる理解を読者と共有したうえで、著者は「一 東アジアの文書、文書実践との比較」で比較史研究についてさらに議論を展開し、社会＝政治的諸条件が文書資料の価値や後世への伝来に決定的な影響を与えたことに基づき、オリジナルの価値について言及する。権威主義的支配が色濃い中国・

韓国では「正史」編纂とともにオリジナルが破棄されるのに対し、辺境にある日本・西欧（とりわけ前者）では「かけがえのないオリジナル」に価値が付与されたという。こうした検討から、日本の文書実践の考察のためには、中国・朝鮮のみならずヨーロッパをも含めるべきだという見解が導かれ、これが本書に正当性を与える。

続く「二 文書資料の多元的比較史」では、西欧中世研究における議論とともに、文書資料にまつわる比較史研究の射程を示す。第一に、資料が体系的に保管されるための諸条件について、日本と西欧における宗教機関の位置付けと役割に注目する。第二に、特定の文書形式、すなわち書簡形式の文書の位置付けについて日本と西欧の違いを指摘する。書簡形式の文書は、日本では「私的な人間関係が優位となる時代に普及する」が、西欧では「封建時代には存在せず、むしろ、公権力と官僚制の発展を特徴付ける文書形式とみなされている」（195頁）。このように見通しのよい比較を示すことで、著者は書簡の持つ射程をさらに検討するよう促す。第三に、日本と西欧に共通するオリジナル信仰にも差異が見られることを示唆する。

最後に置かれた「三 比較史の方法論」では、比較史研究を実践しようとしたテュービンゲン研究集会に内在する問題を指摘する。日本側が前提とする古代官僚制国家から中世封建国家への移行、公から私への移行は、ヨーロッパ史においてはもはや自明視されていない。そのため、ドイツ側研究者による王権による政治的コミュニケーション、文書の政治的・象徴的機能といった問題へのまなざしは、日本側研究者に共有されることはなかったというのである。こうしたすれ違いへの処方箋として、岡崎はストラスブルグ大学で行われた中世末期の日本と西欧の都市における公証の比較史に関する研究集会を例示する。大理論を避けて「中レヴェル」の限定された論点を設定することの重要性を訴える行論は説得力を持ち読者に強い印象を残す。

[[コメント] 古文書学の視覚化] (佐藤雄基) は、テュービンゲン研究集会において報告者がさまざまな趣向を凝らして画像・映像を活用していた点に焦点を当てる。西欧と日本の文書を外形的に比較した箇所では、西欧の君主文書が総じて図像性に富むのに対し、日本では料紙の使い分けはあっても「公的な文書に図像的・絵画的な要素を付加する文化が発達しなかったというべき

であろうか」(212頁)とする。その背景には、たとえば古代律令国家が築いた文化的礎の影響があるのだろうか。本書でたびたび言及される対比だけに、西洋史の立場からはさらなる分析を求めたいところである。

「[コメント] 文書の文化史への提言」(アニヤ・タラー / 翻訳 津田拓郎)は、本書の構想は「文書形式学の開放性(…)を証明している」(217頁)と評価する。すなわち、伝統的な法制史的・文書形式学的アプローチだけでは不十分であり、文書は実体的なモノ、コミュニケーションの媒体だというのである。第Ⅱ部までの諸論文を振り返りつつ、日本と西欧の文書について、その技術的な側面や、ヨーロッパの諸侯と日本の武家の文書制度の比較、偽文書への比較史的取り組みなど、新たなテーマを提案している。

「[コメント]『儀礼・象徴・意思決定』の比較史に向けて」(加納修)は、共通テーマ「儀礼・象徴・意思決定」における3つの概念について丁寧にコメントを加えている。「文書をめぐる聖性の展開は、比較のテーマのひとつになりうるのではなかろうか」という指摘は慧眼である。

3 本書の意義と課題

以上本書を概括して、まず古代・中世の日本と西欧における君主文書を考察の対象とし、文書とそれが生み出された社会とのあいだの連関を広く明らかにしたという点で、本書は比類なき研究書であると考えられる。文字文化と口承文化とがないまぜとなった社会において、儀礼など種々のコミュニケーションを通じてどのように統治と政治秩序が成り立っていたのか。そして文書はそのなかでどのように機能したのか。これこそが前世紀から引き継いだ比較文書研究の一大課題と言ってよからう¹⁾。このことを古代・中世の日本と西欧とで対等に比較し、各々の個性を浮き彫りにしたのが本書、ということになるだろう。

その一方で、批判すべき点も見えてくる。まず本書の核となるコンセプトがいまひとつ伝わってこないのは、「本書の成り立ち」においても「あとがき」においても、チュービンゲン国際シンポジウムの共通テーマ「儀礼・象徴・意思決定」についての解説を欠いているためであろう。本書を一つのまとま

りある成果として、近年の研究の営みのなかに位置づける努力はもう少しあってもよかった。また、紙幅の都合からか、議論不足に陥っている論文が散見される点も残念である。

続けて、比較史研究と国際共同研究という本書を特徴づける手法について述べておこう。前者については、岡崎論文から一つの重要な知見を導くことができる。それは、歴史研究における比較史は、周到に問題を設定しないと意義が不明確のまま終わりがかねない、ということである。ここでは一例として、文書に描き込まれる図像の問題について少々考察を加えてみたい。西欧の君主文書は日本のそれに比べ、ラテン語で記される本文の字体も含めより図像的である。このことは本書所収の諸論考によって明確になったと思われるが、差異が導かれるだけでは新規性はない。この隘路を克服するためには、岡崎論文が提案する「中レヴェル」の問題設定を積極的に行い、各執筆者に対して何かしらの方向付けが求められたのではないか。たとえば、両地域の言語文化の問題を取り上げると議論が深まるかもしれない。ポール・セングーの指摘によると、初期中世以来、西欧では俗語（話し言葉）とラテン語（書き言葉）とのあいだに隔たりがあればあるほど、字体、とくに文字の分かち書きの度合が進むという。ラテン語が「外国語」であったブリテン諸島では、初期中世からすでに読みやすさを追求したインシュラー体による分かち書きが普及していた。それに対し大陸では、少し遅れてフランス語などの俗語がラテン語から離れてゆく過程で、分かち書きによる「はっきり読める visible」ラテン語の書き方が普及していった。そして10世紀末になると修道院改革運動を成し遂げた大陸の修道士たちが、文字同士が分離したカロリング小文字をブリテン諸島にもたらしたのだという²⁾。つまりそこには、10世紀になると、文書の作成者にとっても受領者にとっても多かれ少なかれラテン語は「外国語」になっていた、という事情があるのだ。とりわけ流暢に読むことが叶わない俗人のことを想定すれば、文字を分かち書きにし、余白を広く設け、君主を象徴する図像を多用するのもむべなるかな、である。はたして、中国由来の漢字と、自前の大和言葉を使用していた古代から中世にかけての日本についてどのようなことが言えるだろうか。このように、文書の作成とそれによるコミュニケーションという問題に言語文化の観点を導入するなど、何らかの枠組み

を設定しなければ比較史としての意義は明確にならないのではなからうか。

日本と諸外国の研究者による国際共同研究のあり方についても、岡崎論文が有益なヒントを与えてくれる。テュービンゲン研究集会に臨んだ日本側とドイツ側の研究者のあいだに問題関心の懸隔があった、という指摘のことである。この関心の食い違いは、ひとえに20世紀後半の研究動向の相違に由来するものである。そこで、封建制概念の理解が鍵を握るのではないか、というのが評者の見立てである。西洋史において、封建制概念に関するこの間の議論は大変ドラスティックであった。そこでの代表的な論客は、2021年に亡くなったスーザン・レイノルズである。彼女は中世の文書を「再解釈」し、封建制、封建国家といった概念の相対化を迫った³⁾。そのため、中世の封建制について共通のイメージをいまひとつ共有できず、公私の区別など、封建制から導かれる諸概念を明確に打ち出せないのが西洋史の現状である。従来から日本と西欧の封建制は酷似していたと認識されてきたが（「あとがき」238頁）、たとえば今世紀になって日本における封建制の存在を否定した保立道久の議論は、中世の文書研究にどのような影響を与えているのだろうか⁴⁾。日独の研究者間でこうした研究動向の違いを議論・共有し、本書に反映させることもできたかもしれない。

佐藤コメントによると、坂上報告では儀式時の動きを3DCGで復元した映像を示し（208-209頁）、高橋報告では絵巻物の場面をスクリーンに映し、奉書を作成する様子を示したそうである（210頁）。本論集に収められた坂上論文、高橋論文にはそのような記述がなくやや残念であるが、日本史に疎い身として、佐藤コメントによってテュービンゲン研究集会を少しだけ追体験できたような気がした。また、河上論文は冒頭で天皇のあり方を明治期まで敷衍して説明するなど、ドイツ側の研究者に日本史への理解を深めてもらい、より充実したコミュニケーションを図ろうとする姿勢が明快であり好感が持てた。中世史に関する日欧研究者間の共同研究は、森本芳樹とフェルヒュルストラによる社会経済史研究⁵⁾、今世紀に入ってからには佐藤彰一を代表とする名古屋大学のCOEプログラム「統合テキスト科学の構築」とグローバルCOEプログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」⁶⁾、服部良久によるコミュニケーション史研究⁷⁾などを経験してきたが、日本中世史の専門家が参画したもの

は珍しく、近藤成一らの『中世 日本と西欧』（2009年）は統一テーマを持たない⁸⁾。日欧の研究者の視野の広さには非対称性が厳然と屹立しており、グローバル化の世にあっても文化的障壁はまだまだ高いまま、というのが現状である。コロナ禍によって人々の往来が容易でなくなった昨今、そうした障壁は一層高まったかもしれない。本論集は、関係者が（口頭ないし文章で）悪戦苦闘しつつ相互理解を深めることに尽力した記録として、未来志向の、意義深い試みとみなすことができよう。

上述した諸問題に加え、最後に訳語の問題に触れて締めくくりたい。「あとがき」の「ついに意見の一致はみなかったが、訳語が難しいこと自体が重要な成果である」（240頁）という指摘は、比較史研究の問題の本質をついているように思える。たしかに、日本の古文書が *Korrespondenzliteratur* と呼ぶのにふさわしいのかどうかという立論から、日欧双方の文書の形式・機能への理解は一段と深まるのかもしれない。これに関連して、日本の仏教寺院を *temple* ではなく「状況に応じて」*church* あるいは *monastery* と訳すべきだ、という朝河貫一の主張を想起した⁹⁾。こうした問題は、日本史と西洋史、双方から知見を共有・交換しなければ結論は出ないだろう。

以上、浅学の身にもかかわらず勝手なことを述べてきたが、最後の「あとがき」（小口雅史）からは、いかに本書が紆余曲折を経ながら編者の尽力により刊行に至ったかがよく理解できる。近年、中世史というフィールドで日欧の研究者による共同研究は珍しいものではなくなったものの、そうした国際共同研究の体制構築に向けたノウハウはなかなか共有されず、研究者個人の孤軍奮闘に依拠する部分が大きいように思われる。本論集により、日本史と西洋史の連携、日欧の研究者の連携はさらに深化した。このことを高く評価して筆を置くことにしたい。

(2020年12月刊、思文閣出版、A5判、272頁、8000円＋税、ISBN：978-4-7842-1991-9)

註

- 1) 儀礼と文書活用の関係については多くの研究蓄積があるが、ここではその先鞭をつけた研究として Gert Althoff, *Die Macht der Rituale. Symbolik und Herrschaft im Mittelalter*, 2., mit einem neuen Vorwort versehene Auflage, Darmstadt 2013; *ibid.*, *Spielregeln der Politik im Mittelalter. Kommunikation in Frieden und Fehde*, 2., um ein Nachwort ergänzte Auflage, Darmstadt 2014 を挙げておく。その後の展開としては、アルトホフや英米の研究から刺激を受けた服部良久『コミュニケーションから読む中世ヨーロッパ史——紛争と秩序のタペストリー』（ミネルヴァ書房、2015年）など、岡崎論文注9の文献を参照されたい。一方、日本史のヒストリオグラフィックについては評者の能力をはっきりと超えるため別の書評に委ねることをお許しいただきたい。
- 2) Paul Saenger, *Orality and Visible Language*, in: *The Oxford Handbook of Latin Palaeography*, ed. by Frank T. Coulson and Robert G. Babcock, Oxford, 2020, pp. 699-700.
- 3) Susan Reynolds, *Fiefs and Vassals. The Medieval Evidence Reinterpreted*, Oxford 1994.
- 4) 保立道久「封建制概念の放棄」同『歴史学を見つめ直す——封建制概念の放棄』（2004年、校倉書房）、158-167頁。また、日本の近代歴史学に対する封建制概念の影響については甚野尚志「日本の近代歴史学と概念化の問題——「封建制」概念をめぐって——」『WASEDA RILAS JOURNAL』（第6号、2018年）、461-468頁がとてもよい見取り図を与えてくれる。
- 5) A. E. Verhulst and Y. Morimoto (eds.), *Economie rurale et Economie urbaine au Moyen Âge. Landwirtschaft und Stadtwirtschaft im Mittelalter*, Gent 1994.
- 6) グローバル COE プログラムについては <https://www.gcoe.lit.nagoya-u.ac.jp/index.html> (最終検索日：2021年10月28日) を参照。
- 7) Y. Hattori (ed.), *Political Order and Forms of Communication in Medieval and Early Modern Europe*, Roma 2014.
- 8) 近藤成一他編『中世 日本と西欧——多極と分権の時代』（吉川弘文館、2009年）。
- 9) 矢吹晋『日本の発見——朝河貫一と歴史学』（花伝社、2008年）、209-210頁。